



令和 7 年度 市単独事業 主要道路除草業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2025074200

業 務 名 令和 7 年度 市単独事業 主要道路除草業務委託

履 行 場 所 加東市全域

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	0-07. 06. 01 (0)		
	今 回	前 回	
工種区分 (公共) 施工地域区分 契約保証費用 週休 2 日補正	11 道路維持 32 一般交通影響有り (2) - 1 01 計上する 05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0009

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
道路維持							
除草工							
道路除草工							
道路除草(複合)							
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護有り ; L = 11.5km以下 運搬機械→ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積)							
		15,000		m2			施工 第0-0001号内訳表
除草処分							
処分費 [; 投棄量 17t]							
		1		式			施工 第0-0002号内訳表
交通誘導警備員 B							
		14		人日			施工 第0-0003号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0009

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分						
			式			
純工事費計						
現場管理費						
			式			
工事原価計						
一般管理費等						
			式			
工事価格計						
消費税相当額						
			式			

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
総 計							

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

[規格 1] 飛び石防護有り

[規格 2] 運搬機械->ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積 [摘要]

積算単価算出表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0005/0009

1 m2 当り

標準単価	代表機労材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 2t積級[オンロード・ディーゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
	K2		草刈機 カッタ径255mm [肩掛式]			草刈機 [肩掛式] φ 255mm			
	K								
	R1		普通作業員			普通作業員			
	R2		特殊作業員			特殊作業員			
	R3		土木一般世話役			土木一般世話役			
	R4		運転手(一般)			運転手(一般)			
	R								
	Z1		軽油 パトロール給油			軽油			
	Z								
						計			
	積算単価	=							

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

頁0-0006/0009

1	m2	当り
---	----	----

[illegible]

施工 第0-0002号内訳表

処分費

名 称 · 規 格	数 量	單 位	單 價	金 額	備 考
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

	1.00	式			
--	------	---	--	--	--

[illegible]

施工 第0-0003号内訳表

交通誘導警備員 B

人目 当り

[illegible]

機 勞 材 集 計 表

頁0-0009/0009

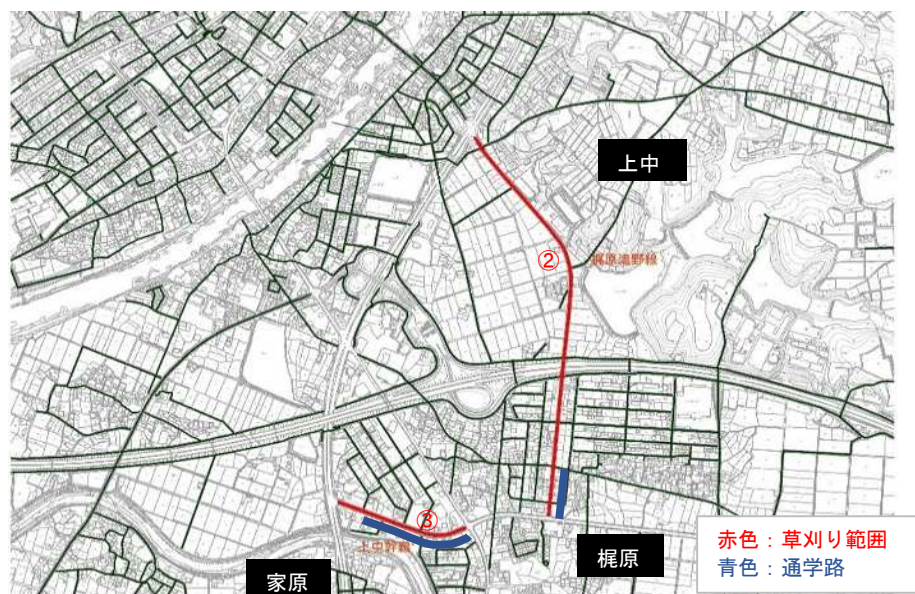
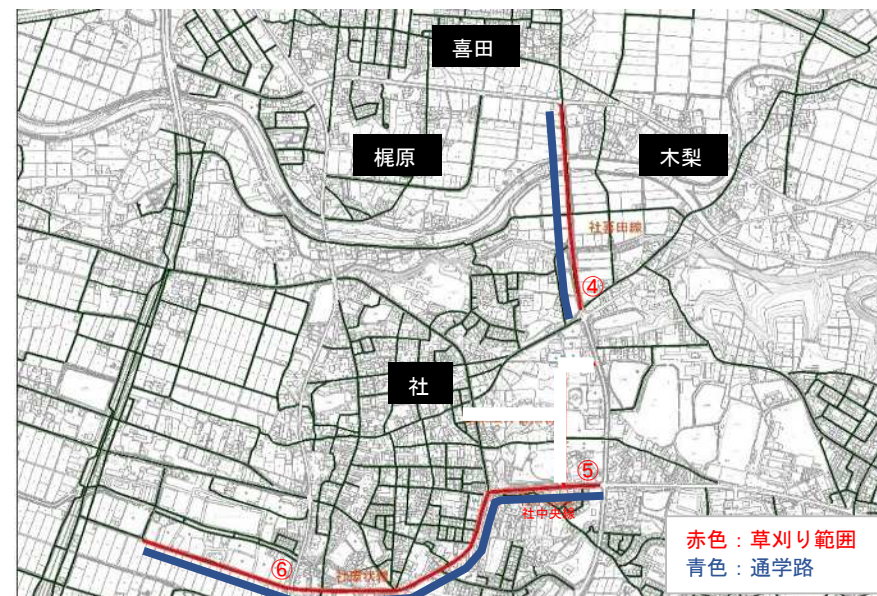
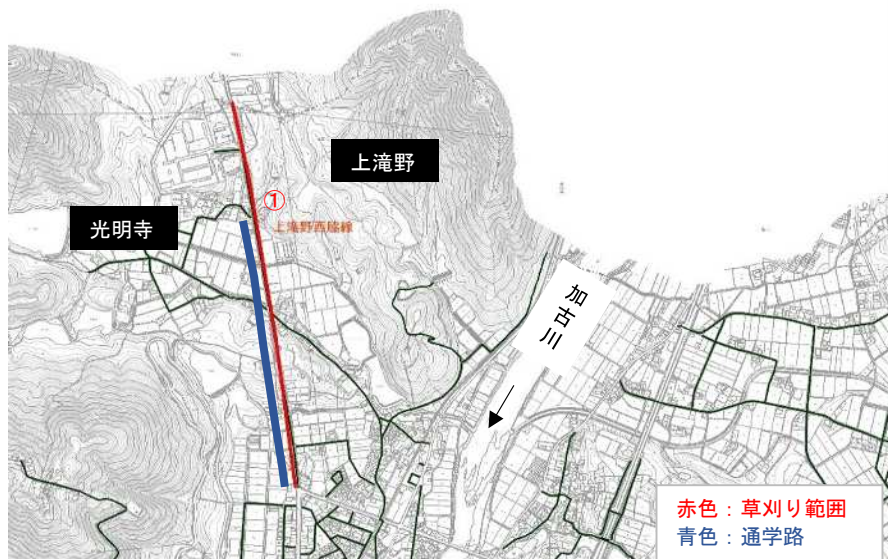
[illegible]

数量総括表

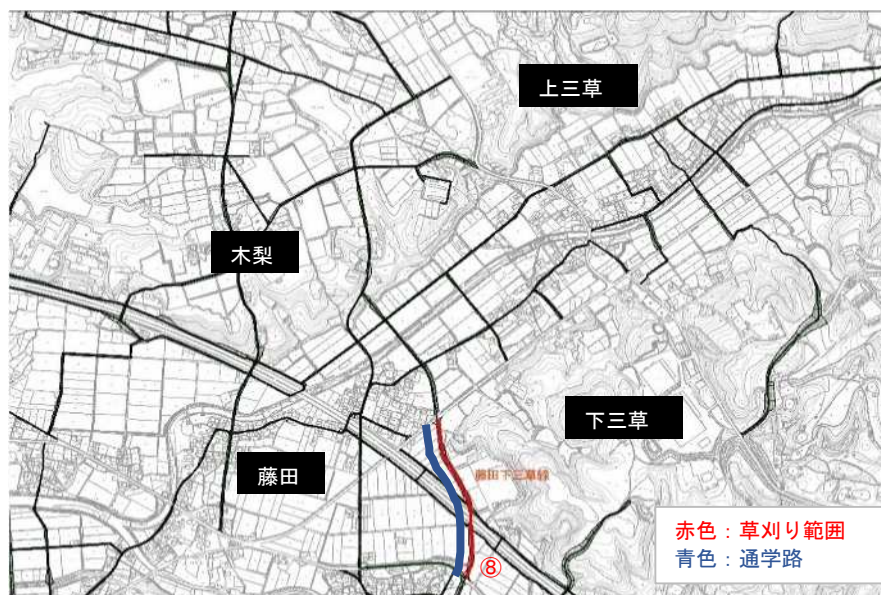
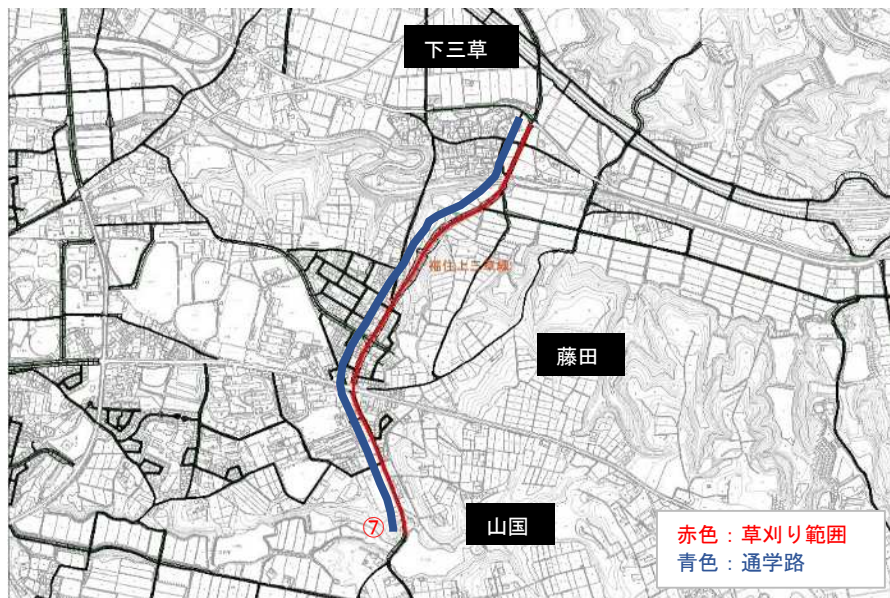
工 事 名	令和7年度 市単独事業 主要道路除草業務委託		【当初設計】		事業区分(レベル0)		道路維持
					工事区分(レベル1)		道路維持
工種(レベル2) 種別(レベル3) 細別(レベル4)	名 称	規格(レベル5)	計 算 式		数 量	単位	摘 要
本工事費							
道路維持							
除草工							
道路除草工							
道路除草(複合)							
	機械除草(肩掛式)	集草・積込運搬	別紙集計表より	15,000.0	15,000	m2	
除草処分							
	処分費		15,000(m2)×1.17(kg)÷1000(tあたり換算)	17.55	17.0	t	
仮設工							
交通管理工							
交通誘導警備員							
	交通誘導警備員B		15,000m2/2,250m2/日=6.6 7×2	14.0	14	人日	

草刈路線面積集計表

番 号	路 線 名		面 積
①	上滝野西脇線	$1200.0 \times 0.2 \times 2$	480 m ²
②	梶原滝野線	1.0×83 桧	83 m ²
③	上中幹線	$420.0 \times 0.2 \times 2 \times 2$	336 m ²
④	社喜田線	$650.0 \times 0.2 \times 2 \times 2$	520 m ²
⑤	社中央線	$330.0 \times 0.2 \times 2 \times 2$	264 m ²
⑥	社環状線	$1660.0 \times 0.2 \times 2 \times 2$	1,328 m ²
⑦	福住上三草線	$170.0 \times 1.0 + 830.0 \times 0.2 \times 2 + 580.0 \times 0.2$	618 m ²
⑧	藤田下三草線	500.0×0.2	100 m ²
⑨	大学前久米線	$1420.0 \times 0.2 \times 2$	568 m ²
⑩	生涯センター下久米線	$1520.0 \times 1.0 \times 2$	3,040 m ²
⑪	大学前上久米線	$2040.0 \times 0.2 \times 2$	816 m ²
	緊急対応路線		6,847 m ²
合計			15,000.0 m ²



令和 7 年度 市単独事業		主要道路除草業務委託	
加東市全域			
位置図・平面図		1	
		2	



令和 7 年度 市単独事業		主要道路除草業務委託	
加東市全域			
位置図・平面図		2	
		2	

特 記 仕 様 書

第1条 この仕様書は、下記業務の実施に適用する。

業 務 名 令和7年度 市単独事業 主要道路除草業務委託
工事場所 加東市全域
工 期 令和7年10月31日まで

第2条 交通安全の確保

(1) 協議路線には、原則として2名の交通誘導員を配置すること。ただし、人数の増員が必要な場合は、監督員の承諾を得ること。

(2) 交通誘導員の配置

交通誘導員については、下記のとおりに計上しているが、道路管理者および所轄警察署の打合せ結果または、条件変更等に伴い員数の増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置条件	交通誘導員	構成	昼夜別	交代要員
協議路線	2名/日	交通誘導員B	昼間	なし

延べ人数 交通誘導員B 14人

なお、交通誘導員Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）
で、交通誘導員業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導員警備業務をいう。）に従事する交通誘導員警備業務に係る1級検定合格警備員または2級検定合格警備員

交通誘導員B 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通誘導に従事するもの。

第3条 除草回数及び時期について

週末に次週の草刈予定箇所を市土木課にFAX等で知らせること。
特に指示がない限り、1回刈りとする。

第4条 除草範囲等

(1) 草繁茂状況等により、路線の記載の有無に関わらず、除草範囲の増減・変更を指示する場合がある。
(2) 草繁茂により道路通行上支障がある場合等、緊急的に作業を指示する場合がある。

第5条 作業手順について

(1) 作業は、刈取後、集積、積込を行い、搬出する。また、路面及び側溝へ飛散したものは、撤去しなければならない。
(2) 刈幅は、原則1.0mを標準としている。
(3) ガードレール支柱及び標識支柱周りは、施設に損傷を与えないように施工し、刈り残しがないようにすること。
(4) 現地での焼却は行わないものとする。
(5) 草等の処分に係る運搬距離は加東市役所から処分場までとする。
(6) 処分先は、小野クリーンセンターを設計としている。
(7) 目地部除草については幅20cmとしている。
(8) 作業範囲は、道路区域内とし、民地と思われる箇所は、刈込みの対象としないこと。
なお、民地との境界が不明確な場合は、監督員と相談すること。

第6条 出来高管理について（工事写真等）

出来高について、路線毎に起点・終点（写真1枚に路線全体が鮮明に写る路線については、1枚でよい）、の「着手前」「完成」写真を撮影し、検認対象するものとする。

写真は、黒板には路線名を記入して、確認できるようにすること。また、着手前・完了後週間以内に除草作業のわかる写真を提出すること。

第7条 その他

- (1) 請負者は第三者所有地へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得るものとし、交通の支障となる場所に駐車等行わないこと。
- (2) 請負者は第三者の通行に注意して作業を行い、事故防止に取り組むものとする。